



曼珠院

花園

(曼珠院藏)

影宸兩 翻聖後園花筆信豪

(寫模齋寬森)

似繪の名人豪信法印の研究（上）

栗野秀穂

序言

豪信の業績については從來の美術研究家の間に相當に注意を拂はれたる事あるも、其詳細なる研究に至つては未だ之れなし、予輩今回圖らずも京都曼珠院に於て、豪信畫く所の歷代帝王、攝關、大臣影等三卷の尤も信憑するに足るべき模寫本を發見し、これにより從來未だ知られざりし此三卷の原本の所在をも知ることを得たり。仍て不肖自らあせらず諸畫につきて研究せし所、是等の三卷の内容は勿論、其著者豪信についても從來唱導されざりし幾多の事蹟を探り得て、我美術史上に鎌倉末期に於ける一大家を加へ得るを得たり。これによりこゝに其大體を記述して識者の叱正を仰がん

とするものなり。

一、豪信に關する從來の研究を評す

イ、本朝畫史

畫史は狩野永納の編著にして京狩野家累の業績の結果になり、元祿五年春これを劄に付したるものなり。この書古來畫人の傳を記すること詳細なるが、豪信に關しては

僧豪信、能畫、爲山法印、藤信實六世孫也、或曰、所在洛西梅津長福寺花園院宸影者、豪信奉命所寫也。

と。これによれば豪信の家系と其筆蹟の代表作とを擧げたるものなるが、其家系は尊卑分脈によりしなるべく、信實六世の孫となせり。其筆蹟として梅津長福寺の花園院宸影を擧げたるは著者の博

き見聞を示すものなれ共、著者永納は山樂の曾孫として京狩野家の正統を傳へ、斯道の家として數多の和漢の名作を所持し及び見聞する機會も多かりしならんも、豪信の畫蹟其の他について言ふ所なきは、京狩野家を以てして猶ほ豪信に對する研究の充分ならざるを知るべきなり。

ロ、山州名跡志

本書は坂内白慧の著にして、二十有餘年の研鑽になり元祿十五年三月大成せり。その内容能く細密に互りて調査し、舊記、記録に其の證を求め、地誌として充分信用を措くに足る。その梅津長福寺を記載せる所に於て、

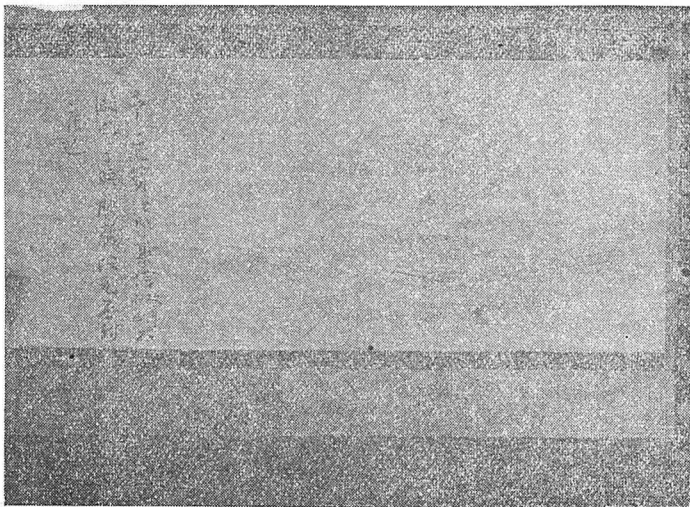
別傳院又號大寶輪花園院御塔所也。宸影畫圖在當寺有上讚御宸翰也如左、

予之陋質、法印豪信故爲信卿息所圖也。于時曆應改元無射之候也。

と記せり。これは有名なる花園院御法體御影の事

なれば、著者白慧はよく一々實物に當りて調査せ

一 第 圖 挿



(藏寺福長)影宸院園花筆信豪

るものと考へらる。

ハ、古畫備考

本書は狩野榮信の子なる朝岡興禎の著なり。榮信は伊川院と稱し、幕府の繪師として著名なり。興禎はその第二子に生れ、日常畫に親しみ其の藏する名畫の粉本甚だ多し、これ等によりて倦む所なく蒐集研究せるものこの古畫備考にして、本邦丹青の蹟を知るべき良書としては、堀直格の扶桑名畫傳とこの書と二つあるのみ。以てこの書の繪畫史研究上の參考書としての價值を知るべし、而して豪信に關しては、この書卷十六名畫の部に記して、

或日所在洛西梅津長福寺、花園院宸影者、豪信奉命所寫也。然レバ則、系圖ト年代ト相合フ。又卷軸ノ今出川兼季公ハ曆應元年ニ出家アリテ翌年ニ薨ゼラル。是レモ同ジ頃ナリ。此故ニ其畫、柿本ノ神影ニ頼阿ノ書モアルベキコトニゾ思ヒ侍リヌ。又厥后至天保七年七月、於會心齋御亭、披閱同筆豪信所畫攝關肖像模本二卷一則狩野祐清

藏本一則探幽法印所寫 兼又可有攝關像者、所被仰、今度出現如御

詞、卷頭出於法性寺殿、三十員像也。可謂妙察矣。自狩野氏所來者、雖拙畫、全據原本、稱探幽摹者、以新補加古圖可厭。古拙之方ノ卷與書康安二年畫トカ筆トカ有之、原本畫者之所書也。然則豪信ノ書タルニテ其頃マデ存命セシ人ト見ユ。又按豪信爲理卿ノ息ニテハ極老ト雖モ、然畫法ハ若キ所アルゴトシ、猶可考。

と。これによれば

(一)「花園院宸影者、豪信奉命所寫也。然レバ則系圖ト年代ト相合フ。」と言へり。是れは著者が其の族永納の本朝畫史によりて説を立てたるものにて、尊卑分脈に、豪信は信實の六代の孫として扱はれたるより考へて豪信の年代を南北朝初期まなし、長福寺の花園院宸影の讚なる「曆應改元無射之候也」に相合ふといへるなり。然れ共、予輩はこの説に於ける年代については大體誤なしと考ふるも、世代數に於いては、六代の孫を採らず。爲信の子として信實より起算して五代の孫をよしと思ふ。

(二)「巻軸ノ今出川兼季公ハ曆應元年ニ出家アリテ翌年

ニ薨ゼラル。是レモ同ジ頃ナリ。」こいへるは大臣影の製作年代を指したるものにて、大臣影は、曆應元年辭職出家したる今出川兼季を最後として畫きたるものなれば、畫卷の製作も曆應以後こいふ事なく大體に於いてこの見當なり。

(三)「被閣同筆豪信所畫攝關肖像模本二卷一則狩野祐清藏本自狩野氏所來者、雖拙畫、全據原本稱探幽摹者、以新補加古圖可厭」こあり。江戸幕府には大臣影の模寫を有し、又攝關影の模本も二種ありしもの、如し。即ち一は狩野祐清の藏本にして古拙、原本に近く、他は探幽の摹寫にして新に補加して却つて眞を失ひ厭ふべきものなりしが如し。

(四)「古拙之方ノ卷奥書康安二年畫トカ筆トカ有之、原本畫者之所書也」こあり。狩野祐清所藏傳來のものに康安二年こいふ奥書ありて、これは原本によれりこいふ。予輩未だ攝關影に康安二年の奥書あるものを見ず。特に今回發見の原本に尤も近き曼珠院本の模寫本に其文字を見ず。何によれるものか注目し

するものなれこも今日之を探究するを得ず。

(五)「然則豪信ノ生存ハ其頃マデト考ヘラル。」こいへりこれも推測なるを以て確むる能はず。予輩も豪信の死没年代に就いては未だ發見し得ざるを憾む。諸書に「貞和の比の人」こなす。尤も穩當か。

而して本書を通じて攷察するに、著者興禎は大臣影を見、其の後攝關影二通りまでも見て其製作年代までを突き止めんとしたるも、歴代帝王宸影に至りては一言も之れに費すなきは、蓋し江府にも未だこの卷子を藏せず、畫壇の元老狩野家も亦この卷子を藏する事なかりしを明白に知り得るなり。

二、圖畫考

本書は安政頃の人齋藤知明によりて著はされたものなり。この書には豪信を記して系譜と業績とを記す。

(一)隆信—信實—篤繼—伊信—豪信刑部卿、貞和比山門僧法印

(二) 僧豪信信實五代孫、山門法印

京梅津長
福寺什物 花園帝宸影 人丸像 色紙

有 賀茂祭卷物 歌

仙 殘 歌二條
映 爲 重 卿

とあり。これによれば豪信を爲信の子となし、信實五代の孫となしたるは長福寺宸影の讚によれるものか。其の年代を貞和の頃に係けたるはよきも刑部卿は何によりたるか、予輩未だ他に此の記載を見ず。其業蹟の方を觀るに長福寺宸影の外は皆傳説的のものなるべく、この書の著者は帝王影も攝關影も大臣影をも知らざるものと見え、一言もこれに論及せず。

ホ、考古圖譜

本書は國學の大家黒川春村によりて著はされたものにして、後その男眞頼文學博士の増補したるものなり。日本繪畫につきての文獻的研究はこの書によりて殆んど網羅せられたる如く、美術史研究の好參考書たるを失はず。この書卷七に「大

臣影」を記載す。

大臣眞影

豪信法印所畫、自花山院左府家忠公、至今出川右府兼季公、大臣八十人肖像也。

卷尾云、大臣影豪信法印筆也、銘染墨筆了、不可出闕外了。 花押

大臣八十人像、藏在陽明藤太閣之家焉。其像則僧豪信所畫、而其跋語未詳其人也云々 畫様字體一照原本、摺寫着色、裝成二卷、藏在東武祕府、寶永六年十月十八日

(増補眞頼曰)大臣眞影、或は大臣圖ともいふ二卷なり花山院左大臣家忠より始めて今出川右大臣兼季公に終る大臣八十人の像なり。模本博物館にあり。

とあり。是れによれば、

(一) 大臣影は豪信の筆なる事。

(二) 「大臣影は八十人の畫像にして二卷より成る事」これは二卷させるは便宜上させるものなるべく、曼珠院本にはさる形跡なし。

(三) 跋語未詳其人「さいへり。其跋語は予輩の研究によれば花押によりて青蓮院尊圓法親王なる事を明白にせり。

せり。

(四) 近衛家(陽明家)に原本を存すさいへるも、内藤博士(さいふ)はこれによりて人を同家に求めて調査したるも原本はなくて摸寫本を藏すこ語られたり。

而してこの「考古畫譜」中に歴代帝王影、攝關影の項あれども甚だ簡にして、しかも二者共に筆者名を逸し、いづれも模本を博物館に藏すれども傳統明白ならざる由を言へり。想ふに黒川氏父子は國學の泰斗にして、考證學の大家なり。家に數萬の藏書を擁し、幕府及び維新後の博物館、美術館に職を奉じて古畫に通達されたる事は自他共に之に任ず。而かも豪信の研究について明を缺きたる却つて、前述の二三書以下にあり。

へ、京都府寺志稿

京都府に於いて故湯本文彦氏の編纂せしものにて寫本として傳はる。その曼珠院の部に曰く、

一帝王攝關大臣眞影横卷 三卷

紙本錦裝縱一尺桐箱入

卷中ノ帝王ニハ鳥羽天皇、攝關ハ法性寺關白大臣ハ有仁公ヨリ應安(疑フ)年間ニ至ル肖像ニテ古來ノ寺寶ナリシガ明治十一年宮内省ニ獻納シ今御物トナリ白綾黃金ノ賜物アリ。且ツ宮内省ヨリ森寬齋ニ命ジ之ヲ臨寫シ、原本ノ如ク表裝シテ本寺ニ御下附アリシモノナリ。卷末ニ與書アル事左ノ如シ。

○此一巻爲信御筆也

但與ニ代豪信法印奉書之證本也、不可出闕外者也、

銘行尹卿筆也、與ニ代加愚筆也、(花押)

○攝關代々影豪信法印爲信筆也卿筆也、

不可出闕外者也、銘所滿愚筆也、(花押)

○大臣影豪信法印筆也

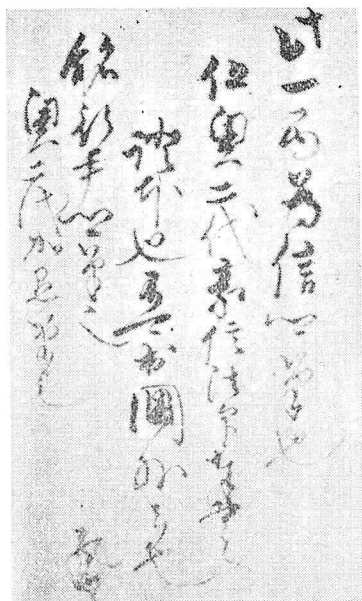
銘染愚筆了、不可出闕外了(花押)

帝王御影ノ中殊ニ大ニ之ヲ寫シ其下ニ今上應安ニトアリ

應安ハ後光嚴ノ御宇ナレハ此時ニ當リ古圖ヲ集メテ製セシモノナルヘシ。

其容貌各同シカラス、衣服肥瘦様々ナレハ據ル所アルカ如シ、其服裝帝王ニハ衣冠直衣法跡種々アリ、攝關及ヒ大臣ハ共ニ束帶ナレハ今註セス、此事ハ更ニ考説セントス。

挿圖第二 曆代帝王宸影奥書（曼珠院藏）



とあり。之れは天皇影に關する研究の最初のものたるべきも、

- イ、豪信に就きての考説もなく、
- ロ、奥書に關する批判も研究もなく、
- ハ、今上を應安二と誤りたる、

等、研究上に大なる價值あるものにあらず。單に一篇の報告に過ぎざるものなり。

ト、日本肖像畫と鎌倉時代

この篇は文學博士内藤虎次郎氏の研究にして、「鎌倉時代研究」の中に收められ、後其の著「日本文化の研究」中にも收められたり。十八頁に過ぎざる小論文なるも内容は精彩、透徹を究め、美術史方面に甚だ大なる價值を有する文なり。其の中に下の如き論説あり。

信實より六代目に豪信法印といふ肖像畫家あり。豪信法印の筆蹟としては花園院宸影残り。それに院の宸筆にて奥書せられし所ニ豪信の系圖として傳はる所との間には信實の子孫としての代數の相違を來すが、尊卑分脈によりて疑問は決せられ得べし。豪信につきて彼の尤も著しき仕事は、彼の祖先以來畫きし所の肖像畫の編纂をせしものと思はる、三種の肖像畫集を殘せし事なり。即ち歴代帝王宸影、攝關影、大臣影これなり。

此三種の肖像畫卷は傳寫本にて流布し居り、歷代帝王宸影は鳥羽院より後醍醐院までありて、其奥書によれば其内鳥羽院より伏見院までは信實の曾孫なる爲信卿の筆に傳へられ、後伏見院、御醍醐院の二代は豪信法印の畫きしもの言はるゝが、勿論爲信卿の筆といはるゝ十數代の宸影中には祖先代々の人の畫きしもの、傳寫を含むものなるべし。此宸影の自分が見たるものは富岡鐵齋翁の所藏さるゝものにして、冷泉爲恭の寫し傳へたるものなり。攝關影は今手許に證據になるものなきが、大臣影は自分も其傳本を所藏す。花山院家忠以後八十人の大臣の肖像を集む。この傳寫本の原本は近衛家にありし由、奥書にありたるを以て嘗て同家の藏品搜索を乞ひしも未だ發見されずして、發見されしは傳寫本中の別本なりき。

それによりて八十大臣の外に其後の分を補寫せし本ある事も明かみなれり。勿論これも隆信以來の描きし肖像を編纂せしものならんが、これについて不審なるは其中にある所の重盛の肖像が、現に神護寺に存在せるもの少しも似ざる事なり。故に神護寺のものは果して重盛のものなるかは疑問なるべし。

自分はこの三通の肖像畫の存在する時代、即ち藤原末期より南北朝初期までの時代を以て日本肖像畫の高潮期といふ事に考へ居れり。其中にも隆信、信實は勿論豪信にしても、其技倆の優れる事は簡單なる用筆の間に精采あつて、面相なり、風采なりを現はせる所を特色とすべし。

ごあり。これによれば博士は、

(一) 豪信を信實の六代目の子孫とせられ、尊卑分脈説を採用さるゝに似たり。然れ共これは尊卑分脈の所傳よりは院の宸筆奥書の方が正しく、此の他に院の宸記にも豪信を以て爲信の息とされし記事あり。又青蓮院文書には矢張り爲信の息となし、帝王宸影の奥書にも爲信の子と出せり。これ等は以て尊卑分脈を訂正するに足れり。

(二) 豪信の著しき仕事として歷代帝王宸影、攝關影、大臣影の三種の肖像畫集を残せし事なり。(祖先來畫きし所の肖像畫の編纂をせしものと思はる云々) 此あるは尤も傾聽すべき論說にして、就中豪信は祖先

以來畫きし緞紳の肖像畫を編纂せるなり。』と説かれたるは予輩の甚だ敬服するところにして、博士の史眼の犀利なるを思はしむ。

(三) 博士の見られたる「富岡家所藏の帝王宸影は冷泉爲恭の筆にて、其奥書によれば鳥羽院より伏見院までを爲信の作とし、後伏見、後醍醐二帝を豪信の筆なり」といへり。これによりて攷察するに、この傳寫本は頗る不完全なるものと考へらる。そは予が見たる曼珠院本は鳥羽院より後伏見院までを爲信作とし、花園、後醍醐二帝を豪信の作せざるに比して、富岡本の歴代の順序等につき甚しく錯簡出入あるやうなり。又曼珠院本は銘の筆者をも注して後伏見院まででは世尊寺行尹卿の筆とし、與二代は奥書の筆者たる尊圓親王なる事を知り得べく、實に富岡本に比して曼珠院本の完備せるを知るべし。

(四) 攝關影については博士も見られざりし趣なり。

(五) 大臣影は博士所藏の傳寫本ありて、これは近衛陽明家の原本によりたる奥書によりて同家につき探求せ

られしも、他の傳寫本ありしのみにて原本は發見されざりき。

かく大臣影の奥書に近衛家に原本を有する由を記せるは、黒川頼眞博士も記せることなれど、曼珠院本にはかゝる事見えぬ。予輩もまたこの種のものを見だ散見せず。

按ずるに博士は和漢の畫道に精しく、斯道についての卓見は世の稱する所、豪信についても始めてこれを世に紹介されしもの即ち歴代帝王宸影一卷なり。攝關影大臣影については世の識者の論議するものあれ共、此宸影につきては實に博士が殆んど始めて世に紹介されたるものといふべく、予輩後學の斯卷に關する知識又悉く博士の指導によるものなり。

チ、日本繪畫史上卷

本書は文學博士笹川種郎氏の著述にて繪畫史の文獻的記載にはよく努めたるものにて「鎌倉時代

の繪卷物の流行」の章の如き、その記載詳細極をむ。然るに豪信に關する記事に到りては殆んど載する處なく、又何等研究されざるなり。

(二百八十一頁) 繪卷物に活動と變化を求め佛畫に信仰と理想を現した繪畫界は一方に寫生の技に於て熟達の域に達した。斯くして藤原隆信其子信實の如き名人も出で信實の子爲繼、爲繼の子伊信の曾孫豪信法印なごも似繪を以て知られて居た。

といへるのみにて、この名匠豪信を葬り終れるは實に甚しきものにて、繪畫史の名稱に對しても甚しく遺憾を感ずるなり。

リ、繪卷物小釋

この書は現代大和繪の大家なる松岡映丘氏の著作なるが、今日現存する大和繪卷の代表作品について、簡單なる解説を試みたるものなるが、其の附録なる畫卷品目補遺の中に

大臣影 二卷 傳豪信 鎌倉末期 原本 今不傳

と記載されたり。この二卷といふは大臣影と攝關影とを合したるものなるべしと思はるゝも尙ほ明白ならず。天皇影に至りては一も記する所なし。

又、大和繪肖像畫について(國華掲載)

東洋古美術の研究を以て一人者と任ずる國華誌上未だ、この豪信の事蹟を載せたることなく、從つてその作品についても亦研究されたる事なし。然るに昭和二年にいたり文學士熊谷宣夫氏は、上掲の題目の下に大和繪大家の肖像畫を研究し、この中に豪信の業蹟を論述して稍詳密なるものありその長福寺藏の花園天皇宸影を論述し、ついで大臣影をも仔細に研究し、進んで豪信の家系より其の事蹟の一端に及びたるが如きは實に多とすべきものなるが、惜哉、その研究は大臣影の奥書に及ばず、又天皇影を加へず、其の業蹟についても文獻による事少きを以て、論旨は頗る精透なるも未だ以て完璧に近からず。この點吾人の甚だしく

遺憾とする所なり。

ル、結語

以上の諸項に互りて先人諸學者の豪信に關する研究を記述し併せてこれに對する批評を述べたるものなるが、概して豪信の肖像畫家としてはこれを認めたる如きも、その事蹟に到りては、文獻史料によること少きを以て未だ明確を期し難く、其の作品も花園天皇影と大臣影とのみ稍研究されたるも帝王宸影に對しては甚だ不充分なるを免れざるなり。

二、史料の上より見たる豪信

イ、豪信の家系

豪信は藤原氏の出にして、似繪名人隆信の後裔なり。代々畫を以て名あり。その家系については兩説ありて隆信の子信實より五世ともいはれ、或は六世とも稱す。

その六世説は尊卑分脈を以て尤も早きものとな

すべく、即ち、

信實—爲繼—伊信—爲信—爲理—豪信

とあるに基けるなるべし。この後に於ける六世説を採用するものは悉くこれによる。

然るに他に五世説を出張するものあり。これは豪信を以て爲信の子となし、信實より起算して五世となすものにて、その證籍は、

一、花園院宸影與書に法印豪信故爲信卿息ごあり。

二、花園院宸記、元應二年九月八日の條に召律師豪信藤爲信卿息ごあり也ごあり。

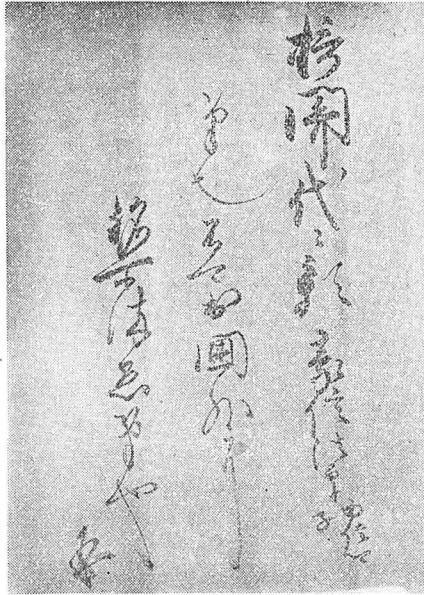
三、攝關影與書、攝關代々影豪信法印爲信卿子ごあり。

四、尊卑分脈 宮内省本には 豪信實父爲信卿ごあり。

以上四例證中第三例證までは尤も確實なるものなれば、一點疑ふ所なく、第一第二例證は豪信を尤も信任し給へる花園院の宸筆にて史料として絶對に信を措くべく、第三例は青蓮院尊圓法親王なれば是れ亦尤も確實なる史料とすべく、さすれば第

四例の尊卑分脈の一本即ち、宮内省本説の如く、豪信を以て信實四世の孫なる爲信卿の子とするを以て正とすべきなり。

挿畫第三 曼殊院藏豪信筆攝圖影典書(森城齋模寫)



ロ、豪信の家は代々似繪の名匠

豪信の祖隆信は平安朝末期の人にして尊卑分脈にも

隆信似繪名人

と記載されし如く當時其の似繪の名匠として、公家は勿論其の他に於いても専ら其の名蹟々として傳はりたるもの、如く、彼の神護寺所藏の頼朝、重盛等と傳へらるゝ人物畫五幅は絶代の名作にして、いづれも其の筆者を隆信に擬するは全くその所以なり。其の子信實また父に繼ぎて名匠の名高く、尊卑分脈にも「似繪書名人也」とされ、其の他の諸書にも其の畫道に於ける事蹟を載せ、今日殘存する大和繪にも其の筆蹟と傳ふるもの甚だ多く就中舊佐竹家三十六歌仙の如き 徳川伯爵家藏隨身庭騎繪卷の如き尤も優越の作品となすべきに似たり。

其子爲繼、信海、專阿彌陀佛等悉く似繪の名手にして、爲繼の事蹟は諸畫史に見え、信海は醍醐法印にして白描寫の不動明王其の他數幅を醍醐寺に残し、專阿彌陀佛は親鸞上人の鏡御影を寫したる人にして、其の描線、圖法流石にこの家の人た

るを思はしむ。

爲繼の子伊信また畫界に名手なりしが、孫爲信刑部卿として（豪信の父）畫法に出色の譽あり。其の作品も相當に多く其の編纂になる帝王宸影は其の優作なり。かくて爲信の子を豪信となす。

かく記述し來ればこの法性寺家なる家は、官位は代々中流に過ぎざるも、畫匠として特に似繪の名人として當代に稱せられたる天才的優良家系ともいふべく、この他一族中に數多の勅選歌人を有することもまた興味ある事實にして、これ等の研究は以て鎌倉時代文化の産める有力なる結晶と稱すべきものなり。

ハ、豪信の事蹟

豪信は前出の如く信實五世の裔にして、爲信の子なるが、其の出生年次は全く知るべからず。従つてその略傳の如きも一切不明なるが、予輩の研究によれば、父爲信は嘉元四年（一九六六）五十九

歳を以て出家し、次いで正和五年（一九七六）までの間に死亡したる事なれば、豪信は此頃已に相當の年輩に達したるものと見るべく、即ちそれより四年後の元應二年（一九八〇）には已に豪信は律師となりしにても證せらるゝなり（花闍院宸記）。その後嘉曆元年（一九八六）には豪信僧都と見え（華頂要略門主傳）、それより十二年後なる曆應元年（一九九八）には法印となれり（長福寺所藏花闍院宸影與書）。しかして彼の法印の時代は可なり長かりし如く、そは貞和四年（二〇〇八）にも尙、豪信法印といふ事見ゆるを以て（園太曆前後十ヶ年以上も法印時代ありしを知るべし）。

彼の經歷は以上のほか多く知るべからざるも、先人の已に述べたる如く「貞和の比の人」といふことはその作品の當代に係るもの多きを以て見ても愈々その説の妥當なるを考へ得べきなり。

さて次に彼の繪畫作製上の年次を考察するに當代の日記その他によりて大略次の如き諸事蹟を見

出し得るなり。

一、元應二年九月八日に、後伏見、花園兩院等楯尾に御幸あり、御影堂を參拜され、續いて律師豪信を召して御影を寫さしめしが、この御影は正慶年間に豪信をして謹寫せしめし所一點毫末の相異なく恰も龍顔に向ふ二同様なり云々この記事あれば、豪信は尊貴の御影をも寫し奉りし事あるを知るべく、實に似繪畫人三としての光榮の極みなり。この時彼は律師の職にありしなり。(花園院宸記)

二、嘉曆元年丙寅九月廿五日、始行慈鎮和尚影供。自今以后永爲毎年例事、以豪信僧都令寓小島殿御影訖。大江維衡作讚於清書者染墨筆云々(華頂要略門主傳、尊圓)

とあれば豪信が僧都時代に尊圓親王の命により慈鎮和尚の影像を寫し、その讚文は尊圓親王が親ら筆を染め給ひし由にて、豪信と親王との合作は單に帝王宸影、攝關影、大臣影のみに止まらず、その以前に於いてかゝる製作ありし事をも知るべきなり。

三、ついで曆應元年には花園院の宸影を寫し奉り。その事は京都府梅津の長福寺所藏の宸影の奥書に見

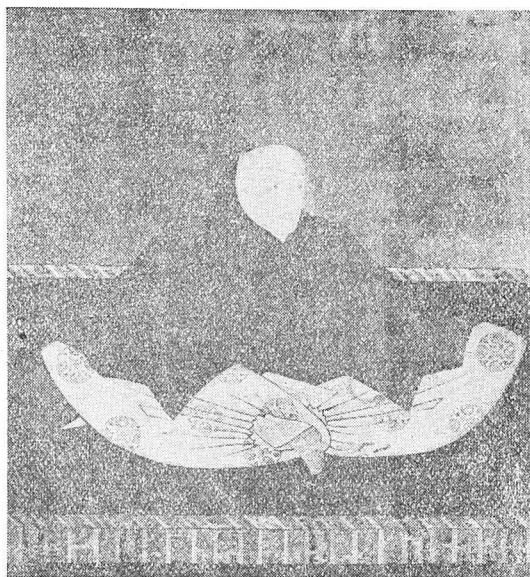
ゆる處にして、

予之陋質、法印豪信故爲信卿息所圖也、于時曆應改元無射之候也。

とあり。御法林の御影にして極めて寫實的の製作なり。この時には豪信は法印となれり。目のあたり天皇に親近して宸影を寫し奉りし事は已に第一例に述べし如くなるが、かく屢々豪信は尊貴の御影を筆にしたる事家系にもよるべく父祖の經歷にもよるべしされきそは彼が名匠なる所以は最も第一の條件たりしなるべし。この事實によりて考察するに、彼豪信は花園院の宸影を二通り寫したる事を知るべきにて一はこの法體影像なり。二は帝王宸影中の御直衣の御影像なり。同一人の製作なれば描法悉く同一なりこれによりて花園院の宸影の方よりいへば、妙心寺玉鳳院に傳ふる鏡御影と合せて三幅現存する譯にてこの最後のものについては、辻文學博士の所説にては宸筆といふ所傳は不明なるも、南北朝前後のものと拜察さる云々(史學雜誌二、十編第四號)といはれ、予輩の應永頃の所作説と大體同一なるも何故にか博士は、帝王宸

影繪卷中に花園院の立派なる直衣の宸影ある事を一言も論及されざりしは頗る遺憾の事なり。

挿畫第四 花園院宸影鏡の御影(妙心寺藏)



四、次いで貞和四年(一〇〇八)十一月には時の太政大臣洞院公賢の肖像を描きし事、その日記なる園太曆に見ゆ。そはこれより先き宮中にて花園上皇勅撰の

風雅集竟宴の催あり。その際參列したる諸員の似繪を豪信法印に命じて描かしめたるが、公賢は所勞のため不參なりしを以て、時日を経て此の時に特に似繪を描かしめたるものなりといふ。以上の四例證は時日分明せるものにて、元應より貞和に亘り約三十年間の彼の事業なり。しかして尙ほこの他に時日一切分明ならざる記事もあり。または古畫にその所傳を記するあり。それ等をも併せて次項に記載せんす。

五、歴代帝王宸影中、花園、後醍醐二宸影を描く。攝關影、大臣影もまた其描く所なり(三卷繪卷)の奥書) それに關しては章を新にして説く所あらんす。

六、近衛家文書中には彼が京極殿の肖像を畫きて、好評を博し「似繪無双ノ仁」を稱せらる。(國華誌上熊谷より) 思ふに彼家累世似繪の名匠にして天下に名あり。これを以て描圖、描線、彩色自ら工夫する所ありて苟くもせず。家祖隆信、信實の盛名はいはずもがな、こゝに至りて遂にこの派似繪の大成をなし、世人をして「似繪無双ノ仁」をいはしむるに至る。藝

術の家としてほましく以て至上の譽いふべきなり。

思議に堪へざるなり。

り。

七、上野家に文珠菩薩の像あり。豪信の作と傳ふ。

八、古畫備考所載の記事に豪信はその悲母のために文珠を寫せりと傳ふ。

九、冷泉伯舊藏の阿佛屍畫像あり。傳ふる所豪信の製

作にて其の讚は爲家卿なり。其の眞僞は不明なるも其構圖と描法とはこの家特殊の手法にて、之を豪信に擬するまた故なしとせず。

以上は大體に於いて豪信の略傳と其の業蹟とを文書記録乃至製作品の所傳等によりて攷察せるものにて、未だ明瞭を缺く點少しとせざるも、中世の藝術家の傳記を見るに概ね傳説的の事記にして、眞に確實性を有するもの少く、これ等に比すれば前記の豪信傳は寧ろ以て確實性に富む有力なるものといふべきなり。況んや後章説く所の帝王宸影その他二卷の大製作品あり。かゝる中世畫壇の大家が今日まで世にあらはれざる、寧ろ眞に不